

＼ 安心して神崎町で暮らし続けられるように ／

4月から始まる新制度を紹介します！

4月から新たに始まる新制度を紹介します。いずれの制度も令和7年4月1日以降の医療費が対象となります。（2年以上経過したものは助成対象外です。）

詳細については、お問い合わせください。

▶問合せ 保健福祉課 ☎ 1603

1. がん患者ウィッグ及び胸部補正具購入費用

がん患者の精神的・経済的負担を軽減するとともに、療養生活の質の向上を図るため、ウィッグ及び胸部補正具の購入費用に一部助成を行います。

●対象

神崎町に住民登録があり、がん治療を受けた、
または治療中の方

●助成費用

ウィッグ購入、レンタル 上限30,000円
胸部補正具購入 上限20,000円
※上限に満たない場合その支払った金額

●回数 1人1回まで

●必要書類

- ・申請書
- ・がん治療または乳房手術をしたことを証する書類（診療明細書等）
- ・ウィッグの購入もしくはレンタル、又は胸部補正具購入に係る領収書
- ・ウィッグのレンタルの場合は契約書の写し

●提出期限

購入もしくはレンタルした翌日より2年以内



2. 若者がん患者在宅療養生活支援

若者がん患者が安心して日常生活を送れるよう、在宅療養生活の質の向上を図るための在宅療養の一部助成を行います。

●対象

神崎町に住民登録のある40歳未満の方
※医学的知見により回復の見込みがないと診断された方

●助成費用

1月あたり上限54,000円
(訪問介護、訪問入浴介護、福祉用具の借入れまたは購入に要した費用)

●必要書類

- ・申請書
- ・助成対象経費に係る領収書
- ・助成対象経費とするサービスに係る明細書

●提出期限

サービスを利用した月末から2年以内

